

大里広域市町村圏組合告示（乙）第20号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の規定により、令和7年度の一般廃棄物（ごみ）の処理に関する計画を別紙のとおり定める。

令和7年4月1日

大里広域市町村圏組合

管理者 小林 哲也



本臘本は原本と相違ないことを証明する。

大里広域市町村圏組合

管理者 小林 哲也



大里広域市町村圏組合一般廃棄物処理実施計画

第1 総則

- 1 大里広域市町村圏組合一般廃棄物処理実施計画（以下「実施計画」という。）の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。
- 2 実施計画の区域は、大里広域市町村圏組合を構成する熊谷市、深谷市、寄居町（以下「構成市町」という。）の全域とする。
- 3 この実施計画において使用する用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）において使用する用語の例による。
- 4 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 家庭系廃棄物
一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物のうち、大里広域市町村圏組合（以下「組合」という。）が所有する処理施設において、適正に処理できるものをいう。
 - (2) 事業系廃棄物
事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいい、組合が所有する処理施設において、適正に処理できるものをいう。
 - (3) 可燃ごみ
家庭系廃棄物及び事業系廃棄物のうち、可燃性のものをいう。
 - (4) 不燃ごみ
家庭系廃棄物及び事業系廃棄物のうち、不燃性（ペットボトル含む。）のものをいう。
 - (5) 資源物
組合が所有する処理施設に搬入された廃棄物のうち、分別後の金属類・非鉄金属類・ビン類・カレット・ペットボトル・新聞・雑誌・ダンボール等をいう。
このうち、売払いが出来るものを有価物という。
 - (6) 処理不適物
廃家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）及びバッテリー・タイヤ等をいう。

第2 一般廃棄物の搬入推定量

1 可燃ごみ	124,200t
内訳	
家庭系	89,000t
事業系	35,200t
2 不燃ごみ	10,500t
内訳	
有価物	4,660t

第3 一般廃棄物の処理主体

1 収集運搬

(1) 家庭系廃棄物

ア 可燃ごみ 構成市町（直営・委託）

イ 不燃ごみ 構成市町（直営・委託）

(2) 事業系廃棄物

ア 可燃ごみ 排出者又は、構成市町で許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者

イ 不燃ごみ 構成市町（直営・委託）

2 受入先

(1) 可燃ごみ

搬入別 構成市町	収 集
熊 谷 市	熊谷衛生センター 江南清掃センター
深 谷 市	深谷清掃センター 熊谷衛生センター 江南清掃センター
寄 居 町	江南清掃センター 深谷清掃センター

搬入別 構成市町	自己搬入（家庭系）
熊 谷 市	熊谷衛生センター
深 谷 市	深谷清掃センター
寄 居 町	江南清掃センター

搬入別 構成市町	自己搬入（事業系）
熊 谷 市	熊谷衛生センター 江南清掃センター
深 谷 市	深谷清掃センター
寄 居 町	江南清掃センター

搬入別 構成市町	許 可 (事業系)
熊 谷 市	熊谷衛生センター
深 谷 市	深谷清掃センター
寄 居 町	江南清掃センター

(2) 不燃ごみ

搬入別 構成市町	收 集
全 域	大里広域クリーンセンター

第4 処理計画

1 収集運搬計画

構成市町の収集運搬計画による。

2 中間処理計画

(1) 焼却処理施設

施 設 名	大里広域市町村圏組合立熊谷衛生センター第一工場
所 在 地	熊谷市西別府583番地1
型 式	全連続燃焼式ストーカ炉
処 理 能 力	70 t / 24 h × 2炉
施 設 名	大里広域市町村圏組合立熊谷衛生センター第二工場
所 在 地	熊谷市西別府583番地1
型 式	全連続燃焼式ストーカ炉
処 理 能 力	90 t / 24 h × 2炉
処 理 量	73, 127 t / 年

施 設 名	大里広域市町村圏組合立深谷清掃センター
所 在 地	深谷市権合750番地
型 式	全連続燃焼式ストーカ炉
処 理 能 力	60 t / 24 h × 2炉
処 理 量	27, 665 t / 年

施 設 名	大里広域市町村圏組合立江南清掃センター
所 在 地	熊谷市千代9番地
型 式	全連続燃焼式ストーカ炉
処 理 能 力	50 t / 24 h × 2炉
処 理 量	23, 358 t / 年
外 部 委 託 量	50 t / 年

(2) 破碎処理施設

施 設 名	大里広域市町村圏組合大里広域クリーンセンター
所 在 地	熊谷市大麻生200番地2
型 式	横型回転式破碎機
処 理 能 力	60 t / 5 h
処 理 量	9, 300 t / 年

(3) 減溶化施設

施 設 名	大里広域市町村圏組合大里広域クリーンセンター
所 在 地	熊谷市大麻生200番地2
処 理 能 力	4 t / 5 h
処 理 量	1, 200 t / 年

3 最終処分計画

(1) 埋立処分

施 設 名	埼玉県環境整備センター
所 在 地	大里郡寄居町大字三ヶ山363番地
埋 立 量	2, 900 t

(2) 焼却灰等セメント再資源化

施 設 名	太平洋セメント株式会社 熊谷工場
所 在 地	熊谷市三ヶ尻5310番地
処理委託量	焼却灰 12, 317. 21 t ばいじん 3, 003. 00 t

(3) 不燃ごみ混合残渣再資源化

施設名	彩の国資源循環工場
所在地	大里郡寄居町大字三ヶ山313番地
処理委託量	350 t

施設名	株式会社リバーコム事業所
所在地	児玉郡神川町八日市647番地
処理委託量	1, 700 t

4 ごみ減量、再資源化計画

- (1) 大里広域市町村圏組合立熊谷衛生センター・江南清掃センター・大里広域クリーンセンターへ搬入された一般廃棄物から有価物を回収し、ごみの減量化を図る。
- (2) 大里広域市町村圏組合の焼却施設から発生する焼却灰等をセメント原料として再資源化を図る。
- (3) 大里広域市町村圏組合の破碎処理施設から発生する不燃混合残渣を彩の国資源循環工場等へ搬入し資源化を図る。